

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 藤 田 茂 男

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第24号 鳴門市「なると第九」ブランド化推進基金条例の制定について」ほか議案2件および請願1件であります。

当委員会は、去る3月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件は原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第24号 鳴門市「なると第九」ブランド化推進基金条例の制定について」であります。アジア初演の歴史や由来を持つ「なると第九」を活用し、地域の活性化及び文化振興を図るため、新たに基金を設置するものであります。

委員からは、「第九」は鳴門市のみならず国においても国際的な文化資産であり、事業を進めるにあたり、国、県からの補助金を活用すべきではとの意見がありました。理事者からは、今後100周年記念のプロジェクトを進めていく中で、活用できる補助金等があれば活用していきたいとのことでありました。

また、「なると第九」という言葉の商標登録についての質疑がありました。理事者からは、地域の活性化にも波及していくことも考えられるため、将来的には登録を検討する必要があるとのことでありました。

次に、当初予算における積立金についての質疑がありました。理事者からは、今後、様々な記念事業を行うにあたり財源が必要となることから、市内、県内を中心に全国の法人、個人からの寄付を募り、平成26年度においては寄附金を一般会計の歳入とした上で、基金へ200万円を積み立

てるため当初予算に計上しているとのことでありました。100周年を迎える2018年度には1,000万円を積み立て、必要な財源の一部に充てたいとのことでありました。

この基金の管理については会計管理者が行い、基金の運用は定期預金によるとのことでありました。

また、委員からは、基金の処分についての規定に対する質疑がありました。理事者からは、この基金は、目的のために積み立てた基金を取り崩して活用することが予定されている取り崩し型基金であるということを明確に表すために規定をしているとのことでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第25号 鳴門市母子寮条例の廃止について」であります。現状においてすでに利用に供されていない児童福祉施設を廃止するため、関連する条例の廃止を行うものであります。

委員からは、母子生活支援施設の現状についての質疑がありました。

理事者からは、昭和62年3月に入寮者全世帯の退寮にともない同年7月に休止され現在に至っているとのことであります。本市において母子生活支援の措置を受けているのは現在1世帯であり、県外の母子生活支援施設に入所しているとのことであります。

また、施設廃止後の活用策についての質疑がありました。

理事者からは、平成26年度は当該施設用地の土地鑑定を実施する予定としており、具体的な活用等については、鑑定結果を受けてのことになるが、近隣の鳴門子ども学園も視野に入れながら、検討をしていきたいとのことであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第26号 鳴門市児童館条例の一部改正について」であります。現状においてすでに利用に供されていない南浜児童館及び木津児童館の2つの児童福祉施設を廃止するため、関連する条例の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。